

平成23年第6回（7月）川南町議会臨時会会期表〔20日間〕

目次	月日	曜	摘 要
第1日	7月7日	木	開 会 本会議 (議案上程・提案理由説明・議案質疑・特別委員会付託)
第2日	7月8日	金	休会
第3日	7月9日	土	休会
第4日	7月10日	日	休会
第5日	7月11日	月	休会
第6日	7月12日	火	休会
第7日	7月13日	水	特別委員会
第8日	7月14日	木	休会
第9日	7月15日	金	特別委員会
第10日	7月16日	土	休会
第11日	7月17日	日	休会
第12日	7月18日	月	休会
第13日	7月19日	火	休会
第14日	7月20日	水	休会
第15日	7月21日	木	休会
第16日	7月22日	金	休会
第17日	7月23日	土	休会
第18日	7月24日	日	休会
第19日	7月25日	月	特別委員会
第20日	7月26日	火	本会議（委員長報告・討論・採決）

目次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号 (7月7日)

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開　　会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員 の指名	4
議案上程・提案理由説明・質疑・特別委員会付託 (議案第40号)	4
議案上程・提案理由説明・質疑・特別委員会付託 (議案第41号)	17
閉　　会	21

第2号 (7月26日)

本日の会議に付した事件	22
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	23
開　　会	24
特別委員長報告・討論・採決（議案第40号）	25
特別委員長報告・討論・採決（議案第41号）	30
議員派遣の件について	31
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	31
閉　　会	31

川南町告示第72号

平成23年第6回(7月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年7月5日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 平成23年7月7日
2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	中 津 克 司 君	2番	河 野 幸 夫 君
3番	濱 本 義 則 君	4番	川 上 昇 君
5番	林 光 政 君	6番	川 越 忠 明 君
7番	内 藤 逸 子 君	8番	児 玉 助 壽 君
9番	米 山 知 子 君	10番	税 田 榮 君
11番	徳弘 美津子 君	12番	竹 本 修 君
13番	山 下 壽 君		

○ 不応招議員(なし)

平成23年第6回(7月)川南町議会臨時会会議録(初日)

平成23年7月7日(木曜日)

本日の会議に付した事件

平成23年7月7日 午前9時00分開会

- | | | |
|-----|---|-------------------------------|
| 日程第 | 1 | 諸般の報告について |
| 日程第 | 2 | 会期の決定について |
| 日程第 | 3 | 会議録署名議員の指名について(林 光政・川越 忠明) |
| 日程第 | 4 | 議案第40号 訴訟上の和解について |
| 日程第 | 5 | 議案第41号 平成23年度川南町一般会計補正予算(第2号) |

出席議員(13名)

1番 中 津 克 司 君	2番 河 野 幸 夫 君
3番 濱 本 義 則 君	4番 川 上 昇 君
5番 林 光 政 君	6番 川 越 忠 明 君
7番 内 藤 逸 子 君	8番 児 玉 助 壽 君
9番 米 山 知 子 君	10番 税 田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹 本 修 君
13番 山 下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日 高 昭 彦 君	副町長	山 村 晴 雄 君
教育長	佐 藤 賢 一 郎 君	会計管理者・ 会計課長	篠 原 浩 君
総務課長	吉 田 一 二 六 君	総合政策課長	諸 橋 司 君
農林水産課長	押 川 義 光 君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	新 倉 好 雄 君
農業委員会 事務局長	杉 尾 英 敏 君	教育総務課長	吉 田 喜 久 吉 君
生涯学習課長	橋 本 正 夫 君	税務課長	永 友 好 典 君
町民課長	黒 木 秀 一 君	環境対策課長	三 角 博 志 君
健康福祉課長	佐 藤 弘 君		

午前9時00分再開

○議長(山下 壽君) おはようございます。ただ今から平成23年第6回川南町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室に移動してください。

午前9時01分休憩

午前9時35分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1「諸般の報告」

を行います。前回の議会から、本日までの主な事柄及び例月出納検査の結果については、お手元にお配りしました別紙のとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2「会期の決定について」

を議題とします。お諮りします。本、臨時会の会期は、本日から26日までの20日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から26日までの20日間に決定しました。お諮りします。議案調査のため、7月8日、7月11日、7月12日、7月14日、7月19日から7月22日まで、8日間を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、7月8日、7月11日、7月12日、7月14日、7月19日から7月22日まで8日間を休会とすることに決定しました。

日程第3「会議録署名議員の指名」

を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、【林 光政】君及び【川越 忠明】君を指名します。

日程第4 議案第40号「訴訟上の和解について」

を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第40号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、平成21年12月から係争中でありました、宮崎地方裁判所平成21年(ワ)第1418号損害賠償等請求事件について、平成23年3月31日付で宮崎地方裁判所から職権による和解の提案がなされました。宮崎地方裁判所においては、「本件訴訟において争われている損害賠償義務そのものの解決だけでは、紛争の一回的、抜本的解決にならず、さらなる協議等を経る必要があるのであって、その際、別途、紛争に至る可能性も否定しがたい」として、口蹄疫の発生により組合員は甚大な被害を受けているが、畜産業の再生に向け懸命に努力していることや、川南町が組合員を町民として支援し、地域の発展を図る立場にあることなどを考慮し、訴訟に至った経緯及びその後の事情、並びに審理の経過に照らし、解決のためには早期の和解による解

決が最もふさわしいものとして、和解の勧告がなされたところでございます。

川南町におきましても、宮崎地方裁判所の和解勧告を真摯に受け止め、株式会社山有との間の紛争が早期に解決することを勘案し、本事件の和解に応じたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第40号の8項に、被告川南町は原告に対し、本和解勧告書の趣旨に従い、金1億250万円を支払うこととし、つていうことがあります。私は、これは不当な、私は、あの、このことはどうしても受け入れることができません。それで、あの、これを受け入れることに町が決めたこと、なぜ和解を受け入れることになったのかということ、町民に対して説明責任が町はあると思いますが、その説明をしていただきたいということ。裁判が続けられないと判断した根拠は何でしょうか。文書で明らかに示してください。お願いします。

この和解を受け入れると決意した理由を説明してください。

○町長(日高 昭彦君) ただ今のご質問に対してお答えいたします。本件を提出されて以来、町側の意見、そして山有側の意見、いろいろ裁判所を通して行ってきたわけですが、その中で、裁判所の判断としては、双方の意見を聞き、書類を審査した上で和解が最も望ましいという勧告を受けまして、町といたしましても、協議の上、和解を受け入れるのが、今後の川南町にとって一番いいのではないかと判断のもとで提案させていただきました。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今の説明では、私は納得できないんです。ええ、それで、裁判が続けられないと判断した根拠をお願いします。

○町長(日高 昭彦君) 本件に関しましては、本当にいろんな方々からご意見をいただきまして、慎重に考えておるところでございますが、一番の原因は、裁判を続けることによって、これから、ま、予想ではありますが、向こう2年間にかかるであろう。そして、損害賠償だけの裁判でありますので、その他についてもその後発生するであろう。一番大事なのは、我々としては畜産業の復活、そして早期解決を図った上で、新しく町がこれから復興するという思いでありますので、もちろん内藤議員が言うように、その、町がそれを認めていいのかという疑問は当然残りますが、裁判である以上、双方の意見がございますので、それを第三者的に判断した場合、和解が最も望ましいのではないかと判断であります。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 町が判断した根拠というのは、和解が一番望ましいと言われますが、裁判を続けた場合、負けられるからでしょうか。

○農林水産課長(押川 義光君) 内藤議員のですね、質問に捕捉させていただきたいと思えます。現在和解を受け入れるに当たりまして、我々がですね、判断材料とさせていただいたことにつきましては、まず、農家の方々が、この堆肥舎の再興を願ってる方がいらっしゃるということもで

すね、1つの要因でございます。数は少のうございますけれども、このことによって、まだ家畜のですね、導入ができるんだと言われる方も確かにいらっしゃいます。そういうご意見、それから、今後のですね、さらなる訴訟が起こる可能性が十分否定できないという見解、それから時間的な問題、費用的な問題、そういう総合的な観点からですね、こういう結論に至ったということでございます。

○議長(山下 壽君) ほかにありませんか。

○議員(川越 忠明君) ええっと、町長にお尋ねしますけども、今回の訴訟は、結局、町、町民の税金、いろんな公金が使われることになると思いますが、それに対してのやっぱ責任、説明が必要と思うんですよね。ですから、そういう面においては町民に対してどのように説明されたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) 川越議員のご質問にお答えいたします。今おっしゃるとおり、税金を使うわけですから、当然それは責任、説明義務があるのは認識しております。今、我々が一番大事なことは、それだけの皆さんの思いの血税を使うわけですから、当然それに対する今後の効果、今後の期待をそれ以上の形で図っていく、そういう覚悟で臨みたいと思います。以上です。

○議員(川越 忠明君) ということは、結局町民に対しては、説明責任はするということによろしいですかね。

○町長(日高 昭彦君) はい。当然説明は、責任はあると思います。

○議員(中津 克司君) 議案第40号、2番目の和解内容、(1)にありますけども、建物の譲渡、この建物を譲渡するというふうなことのようでありますけれども、この建物の使用方法是、何に使われるのか教えていただきたい。

○農林水産課長(押川 義光君) 中津議員のご質問にお答えいたします。基本的に我々が今考えているところでは、あの、先ほども答弁の中で申しましたが、基本的に堆肥センターの再興ということを考えてはおります。ただ、その中で、今回のですね、問題を十分反省しながら、いくつかのハードルを設けざるを得ないという考えでございます。基本的には堆肥センターとしての再利用ということで考えております。以上でございます。

○議員(中津 克司君) 議案第40号、和解内容の10番目、家畜の糞尿処理、この行為はしないというようなこと。それと3番目、堆肥の製造、これもしないというようなことでうたっておりますけれども、これは特許権目録記載の1から10まであるようでございますけども、特許権には抵触しないというふうに理解してよろしいわけですね。

○農林水産課長(押川 義光君) 中津議員のご質問にお答えします。この文言にありますとおり、特許権の抵触ということでございますので、すべての項目チェックしまして、特許権には侵害しないということを確認しまして、そういうことでございます。

○議長(山下 壽君) ほかにありませんか。

○議員(濱本 義則君) あの、本件はですね、そもそも当初損害賠償から始まったわけでございますけども、その中で、被告が組合員と町ということで始まりました。で、いろんな形で教えてい

ただく中において、私が素人なりに考えた場合に、なぜ川南町が被告になったのかというのがまだ理解は100%理解できない面がございます。まず、その辺について分ければ教えていただきたい。

○町長(日高 昭彦君) 濱本議員のご質問にお答えいたします。先ほども一部申し上げましたが、町民の一人である組合員を守る側の立場として、町が責任を取るということでございます。以上です。

○議員(濱本 義則君) 確かに町はですね、町民を守らなきゃいかん。それは確かでございますけれども、実際言って、実務上になった場合に、その、町民を守ることと被告になることは、どうも私はその、一致せんような気がしてならないんです。で、なんかそこに何かあったのかなというふうには思います。それから次にですね、今回の和解、1億少し。和解金が1億少しでございますけれども、これがま、裁判に、和解を受け入れなかった場合裁判になるわけですが、裁判になった場合には、損害賠償という形でまたいくらか提示されると思いますけれども、それが恐らく今の予定、今の状況では、100%町が支払うというような形になるんじゃないかと思います。で、なぜ100%町が払わなければならないのかと、あの、町長の1つの信念といたしまして、いわゆるゼロ予算事業の構築というのがございました。で、また新しく、この堆肥センターも始動するやに聞いておりますけれども、その際の、いわゆる受益者の皆様方のやる気というか、が全く見えない。その辺のことはどういうふうに考えておられますか。このまま町だけで主導で行くと、町長のゼロ予算事業の構築、これが根本から崩れてくるんじゃないかと私は思っておりますけれども、いかがでしょう。

○町長(日高 昭彦君) ただ今のご指摘であります。ご指摘のとおり、元々被告と致しましては、川南町、利用組合があったわけでありまして、利用組合において基本的に責任がないという状況ではございません。ただし、この設立に当たりまして、いろんな意味で町が関わってきた、指導してきた経緯があったのは事実でございます。いろんな審議を重ねた上で、我々の足らなかった部分も確かにあるとご指摘を受けております。そういう面も含めまして、これから進むには、一度ここでやり直す必要があるかという思いに至っております。まあ、何度も繰り返しますが、すべて、これから起こるすべてのことを町が責任を取るということではございませんので、今回におきましては、やはり我々も歩み寄る必要があるということに至ったところでございます。以上です。

○議員(濱本 義則君) 次に、この和解案の内容につきまして、2つほどお聞きいたします。まず1つは、先ほど中津議員からの質問でありますけれども、この特許に抵触しなければ、ここに書いてある3つのこともやってもよろしいというふうに理解してもよろしいのかというのが1点、それから、もう1つは、和解案の中におきます2番、和解内容の12番、原告及び被告らという形で書いてありますけれども、これを具体的に言うかどうかということのをちょっと教えていただきたい。

○町長(日高 昭彦君) ただ今のご指摘、ご質問に答えます。特許に関しましては、それに触れなければやってよろしいと認識しております。もう1点に関しまして、12番、詳細については農林水産課長に答えさせます。

○農林水産課長(押川 義光君) 濱本議員のご質問にお答えいたします。12項でございますが、原告及び被告ら、原告はもちろん株式会社山有でございますが、被告らという表現でございますけれども、ここの括弧書きにありますとおり、現在のですね、被告としまして、55名の利用組合の組合員が被告となっております。それから、川南町。それ以外のですね、組合員、堆肥利用組合員には、被告となっていない組合員という方が数名いらっしゃいます。その方も含めて、そして、平成14年に利用組合は、まあ、設立されておりますけれども、遡及した組合員にもすべてその債権債務がないというような表現のことでございます。被告らというのは、ただ今申しましたように、被告、被告以外の組合員あわせて債権債務がないということですね、この項目を設けられたところでございます。以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(林 光政君) お尋ねします。この、町がですね、さっきからもいろいろな、いろいろと議員の方がお話されましたけども、原点は何だったのか、私はあの、新しい者ですので、その原点が何で被告になったのか、町がですね。町というのは町民すべても係っているわけですよ。組合員の方たちは、利用組合員の方たちは納得されておられるかも知れませんが、話を聞くと、その人たちも頭かしげ、傾けられます、かしげられますね。一般の町民の方たちは、なお何で我々が被告になってるのかってということにお考えの方もいらっしゃると思います。何でこのようになったのかと、原点、町長さんも新しくなられて、まあ、昔のことは分からないかも知れませんが、職員の課長さんたちがいらっしゃいます。そういうことで、私はお尋ねしたいんですけども、和解は私はあの、今度新しくなって間がないんですけども、和解はもちろん大事なんです。大切ですよ。けども、その説明が、さっきからも議員さん、他の議員さんもおっしゃったように、町民の方が納得されるような説明を、文書をもって私はしていただきたい。広報にしてください。そして、この向こうから、裁判所からきている文面も、もし載せられるんやったら載せていただきたい。私はこの文面を読むと、一方的に山有さんですかね、そちらの方の利点ばかりが載ってるように、主張だけが載ってるような気がしてなりません。で、この間から私、最初いただいた山有、町、利用組合の方たちの意見をいろいろ、主張は主張でいいですよ、私は。そこは、何でそのこないだから聞いておるんですけども、山有のほうの主張が一方的に通っているような気がしてならないんですよ。それまでに町のほうからもいろんな勉強されて、主張は主張なりに話されたと思うんですけども、骨折り損のくたびれもうけみたいなことだったんじゃないかなあと、私は思えてならないんです。新しい人間で、勉強不足かとは思いますが、そういうことを僕はお尋ねしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) ただ今の林議員の質問にお答えいたします。まずあの、紙面でということですが、広報誌を通して、やっぱりあの、裁判の文言は分かりにくい部分が十分含まれておりますので、町民に示す場合においては、分かりやすい言葉で、そして山有から出されております訴状についても、分かりやすい言葉で広報誌に載せるべきだと考えております。それから、

最初の質問であります、何が原因かと。ま、ここに出てくるのは、山有と利用組合、町であります、過去にいろんな経緯があったのは事実だと思いますが、それについて、今、我々が望むことは、本当に町の不手際があったのも事実ではありますし、一番大事なのは、今後に向けて、なぜこのようなことが起こったのか、今後起こさないために我々は何をすべきなのか、もう一度皆さんと話し合うことが必要だと思います。これから起こり得るであろうことに関してであります、ま、原点からすれば、山有側は町が主導すべきであったのに、なぜできなかったか、約束をしたのに守っていないじゃないかということだと思っております。それに対しては、何度も繰り返しになりますが、町の、我々の言い分は十分伝えたつもりでおりますが、裁判所が見るに当たっては、その両方の言い分のどこかに着地点があるということだと思います。以上です。

○議員(林 光政君) 農林水産課長にお尋ねいたします。さっきの答弁でですね、今後またこのまま継続していったら、また起こり得るであろうということを言われたような気が、耳に入りました。これ以上の訴えをどのように、まだあるって考えなんでしょうか。そして、後の施設の残りをですね、また使われるような話もしておられますけども。そういうところに至っては、いろんな計画を立てておられるのに、どのようにするとか、組合員は何名加入ができるとか、今まで組合員が脱会されておるのに、またそういう施設を掘り起こしてつくっていくちゅうことになると、また、以上の、今まで以上の経費が私はかかるんじゃないかなと思います。ただ、組合員の方を助けるのは、それはもちろん大事なことです。そこのところもやっぱりもう一度考え直す必要があるんじゃないかなと私は思いますけども。

○農林水産課長(押川 義光君) ただ今のご質問がですね、2つの点だというふうに認識いたしました。まず、このまま訴訟で行きますと、訴訟が多数起こる可能性があるという話のことだと思いますが、これにつきましては、利用組合と町との関係、現在は被告として利用組合長というのが存在いたします。そうなったときにですね、今後訴訟が続きまして、最終的に判決という話になった場合には、その争いがやはり起こる可能性は十分あるというような趣旨でございます。そういうようなことから、そういう訴訟をですね、未然に防ぐという意味を先ほど申し上げたところでございます。それから、先ほど、基本的には堆肥センターの存続ということですね、答弁しまして、その中でですね、申しましたけれども、一番はですね、やはりハードルをやはり設ける考えがあるということでございます。お示ししているのは、やはりあの、当然今回のですね、反省を踏まえて、先ほどからございますとおり、農家の方々の自助努力という分をやはり十分生かしながら、その中でやはり、法人化ということまでですね、きちんとハードルの中で盛り込んだ上で、それが可能かどうかというのをですね、きちんとやはり整理しなければならない。そのことが今回の反省に立った大きな点でございます。そういうことがですね、一つ一つクリアできなければ、先ほどの構想は難しいと考えておりますし、そういう場合はまた別途考えて行かないといけません、我々の現在の考えとしましては、ここの施設を立ち上げたというのは、あくまでも根幹に家畜排泄物法という法律の施行がございました。それが根幹でございますので、現在の施設をやはり川南町の糞尿処理施設

の要にしたいというのが、今の段階での基本的な考え方があると。そういうことから、先ほどのようなことを申したわけでございます。以上でございます。

○議員(林 光政君) あ、答弁は簡潔にお願いします。初めてな人間にはちょっと物事つなぐのに戸惑いますので。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(徳弘 美津子君) 一つだけ伺います。平成13年に誘致企業として山有さんを誘致した中で、町長の考える山有、株式会社山有というのは、どのような会社であったと、この経緯に至るまで、和解に至る、処理を出すまでに当たって、最初の設立からずっと経過がありますよね。町長の考える山有さんっていうのは、結局どうだったと思われますか。

○町長(日高 昭彦君) 徳弘議員の質問にお答えします。私個人の目からという意味で受け取ってもよろしいでしょうか。今、いろんな資料を読ませてもらっている限りにおいての私の見解といたしましては、川南町が堆肥の処理で誘致した企業であったのに関しましては、山有としては、それ以外の汚泥処理、汚泥処理って言うんですかね、いろんな多方面を希望していたんではないのかなというふうに考えておりまして、ま、残念ながら誘致をした以上、我々も一緒にもっと協力して進むべきであったと、今にして思えば、思います。どっかの時点で、ま、ボタンのかけ違いか、もっと早く修正した、修正できた部分があったと、今の時点での話ですが、そう考えております。結果としては非常に残念なことであり、今後このようなことは、これからも我々としては企業誘致を望む者として、あってはならないことだと思っております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(川上 昇君) はい、あの、お伺いします。先ほど農林水産課長から、今後堆肥センターとして、基本的に堆肥センターとして利用するというようなことですが、当然堆肥センターの経営と言うんでしょうか、運営の当事者が変わりますので、今まで結んでおりました公害防止協定、これは当然また取り直して言いますか、再協定になるんじゃないかというふうに思っておるところなんですがね。ま、町として、どこまでそこにタッチするのか、あるいは町が主導権を握ってですね、その協定書をまた結び直すのか、その辺のお考えをお聞かせください。

○町長(日高 昭彦君) 川上議員の質問にお答えいたします。先ほどから繰り返しの部分があるやも知れませんが、今後再開するに当たりましては、濱本議員からのご指摘もあったとおりですね、やはり自分たちで立ち上がるんだと、そういう思いを持った組織を当然作り上げるべきだと思います。そこに至るまでには、やはり町としての責任がある以上、そのテーブルに着いていただくまでの準備等は我々がするべきだと思いますが、今後においては、やはり法人というものを見据えながら、自立していただくと、そういう思いであります。以上です。

○議員(川上 昇君) はい、それ、分かりました。それからですね、ええ、分かりました。結構です。ありがとうございました。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(児玉 助壽君) この、議案第40号のこの問題についてはですね、平成14年12月の議会で、堆肥センター利用組合の補助事業が議決され、17年度まで約3年3カ月補助事業が実施され、約1億2千万円の町税が投入されてきました。町当局は、その間計4回、議会において補助予算を農林水産課が自ら予算を編成、査定、提案し、議会の議決を得、その公金をですね、会計担当者のいない課内のセンター事務局で留保し、意のままに運用して、したことについて、町長はこらあ今月の5日の特別委員会において、不適切であったと認めているわけですが、この公金を私物化してきた、このばらまいてきた、この補助事業のてんまつ、それが今回の訴訟問題の原因と発端となっていることは言うまでもありませんが、このセンター利用組合の規約によりますと、年1回の総会を開催するようになっているわけですが、補助事業の終了後、平成18年以降、22年10月14日まで約4年間、1度も総会が開催されていないわけですが、その理由について、当時の担当課長であった吉田総務課長に伺ったところ、総会をするなら組合長は辞めると当時の組合長が言ったからしなかったと。いいですか、収入約6,132万円、平成18年度支出約5,928万円、計1億2千万円のお金がですよ、動いているのに、無責任な答えが返ってきておるわけですが、これらのずさんなセンター事務局の対応がですよ、今回の不名誉な問題に発展したので、総務課長、なぜなら、平成16年1月21日には、山有から50トン割り込み、契約50トンを割り込んだため、契約不履行による1,800万円の請求の内容証明書が提出されていることからして、平成18年度7月以降は50トン割り込んでおり、そのことは毎月1回搬入量、処理量状況について、山有からこれは報告されておるわけですが。平成18年7月以降は50トンを割り込んでいるのにもかかわらずですね、損害賠償請求が、その事件が発生することはもう当然予測されていたわけですが、16年に前例があるのに、それにもかかわらずですね、何ら対策を講じるべき総会も開催しない上に、引き続き引継ぎにおいても、適正に行われていないことはですよ、その後の総会開催がされていないことで、火を見るより明らかであります。これは言うまでもないですね、担当課の職務怠慢以外の何物でもない、当然起こるべきして起こった訴訟問題に対するこの責任は重大であると思うが、町長はどのように考えておりますか。平成18年度以降、現在まで約10年間、農林水産課に課内において堆肥センター利用組合の事務局を置いているわけですが、当然利用組合に関わる事務及び会計処理等は、当然農林水産課の職員が行っているわけですが、その人件費及び諸経費等について、公金で賄われていると思うが、問題はないのか、監査委員及び総務課長、農林水産課長にお伺いします。また、副町長におかれましてはですね、特別委員会の審査について、議会は何も調査しとらんちゅうような議会を侮辱するような発言を議長に対してしとるが、100条調査を望んでおられますのか、答弁よろしく願いいたします。

○町長(日高 昭彦君) 児玉議員の質問にお答えいたします。以前から児玉議員のほうから何度も指摘されていますとおり、過去において町側からして不手際があったのは事実だと思っております。あと残りの質問に関しては、詳細については担当課長のほうに答えていただきますが、いずれにしても、これからこういうことが起こってはいけないという思いを強くすることが、過去を

振り返る我々にとって、前に進むことが一番大事なことでと思いますし、今後議員の皆様にてすね、いろんなことで相談申し上げながら、一緒に考えて、川南という町をつくっていきたいという強い決意をしているところでございます。以上です。

○農林水産課長(押川 義光君) 児玉議員の質問にお答えしたいと思います。平成14年からですね、現在に至るまで、利用組合自体に会計が置けなくって、結果的に農林水産課で代行してきたということに関しまして、そのことが今回の問題になったということも十分認識しております。ただ、農林水産課の役割としましては、この事件に限らず、糞尿処理の適正な取り扱いというのは、各方面で行ってきていることではございます。そう言いながらもやはり、1つのですね、団体の事務をやってきたということは、大変好ましくないことであることは十分認識しております。そういうようなことからですね、ま、あの、町長申しますとおり、今後については、やはり法人という形でちゃんと独立をさせたいというふうに思っておりますし、ただ、その中でですね、今までの会計処理の中で、私物化という言葉もございましたけれども、少なくともこの団体、10名ほどの役員さんがいらっしやいまして、その中で、もちろん会計がいなかったということではございます。ただ、その方々と絶えずそういう議論をしながら、当面やはりここでやっていただきたいという話があったことは事実でございまして、それが離せずずっとここまでする来たと、これが一番問題のところであるというふうに認識しております。まあ、今後ともですね、やはりこういう会計を持つということは、他の面でもですね、好ましくないことと認識しておりますので、すべてそういう部分はですね、農家の方、そういう部分にですね、きちんと渡してやっていただく。そのことが自助努力を促すという先ほどの答弁のとおりでございまして、そういう形を取って行きたいというふうに思っております。以上です。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員のご質問のお答えしたいと思います。確かにですね、会計を置かずにやってきたということはですね、ご指摘のとおりだと思っております。組合の中に会計がいなかったということですね、農林水産課のほうで一応あの、事務をやってきた経緯はもう、そのご指摘のとおりだと思います。確かに不適切なことだとは反省をしているところでございます。

○議長(山下 壽君) 監査委員が今日は欠席でございまして、監査委員事務局にお願いいたします。ただ今、児玉議員から質問されました、庁舎内にこういう公金を扱う、公金と申しますか、多額の会計を有することを職員で行っていいか悪いか調査をですね、していただきまして、今回の臨時議会の会期中に報告をするように指示をしていただきますようお願いをいたします。

○農林水産課長(押川 義光君) 18年度以降のですね。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の質問にお答えいたしたいと思います。18年に開催したのは17年度分だと思いますけども、この分に関しましてはですね、あの、18年に17年度分の総会が開催されてなかったのは事実でございますが、その分のですね、監査はですね、その時の監事の方で行ってもらいましてですね、監査を受けたものをですね、報告ということでさせていただいたところでございます。

○議員(児玉 助壽君) 農林水産課長は、私物化じゃねえっちなゆう答弁であつたがよ。この、こら平成14年度の収支決算書か。これ見っと422万の繰越金があるわけじゃが、当然これは町補助が出とるか、こらあ返還せんならんやつで繰越でけんはずじゃが。それかい、農林水産課長は今度の、うん、堆肥(センター)買い上げた後利用するようなことを利用するようなこつ言いよったけんどんよ、1億2千万もこの利用組合の人かいよ、税金を食いもんにされた上によ、また今度は1億円も、1億250万円も拋出するような羽目になつととやがよ、その上また限られたわずかの2、30人の農家のためにまた税金を食い物にされようとしよつとやがよ、おかしいとじゃねえですか。そん税金はねえ、公平公正に広く運用していかんならんもんですよ。そして、副町長も答弁がねかつたがよ、答弁せんないかんよ。あんたの答弁次第じゃあ、おらあ100条調査を設置してもらわんないかんとかかい。この補助事業についてですね、私はこれ全部読んでない。時間が足らんかいなんじゃけんどん。4年間で5回質問してきとつとやがよ。これについては、撤退も含めて見直せち、で、あまり頭んまわらん知恵でよ、捻り出して対案も出してきた。危機感を持って対案を出してきたけんどんよ、なんらそれに答えるこつもねえしよ、その上にその、平成18年から補助金が廃止と同時に放り投げとるわけじゃがよ、堆肥利用組合の運営について、当然起こるべきして起こった事案であつてよ、こらあ利用組合の責任でも山有の責任でもねえ、執行部及びこの前町長の指導監督の不足やら、その背任行為じゃ、背任行為のなんが、この、この前のこら、ええと、平成、2010年2月4日、そのときの特別委員会の議事録で明確になっていますわ。この当時の中平組合長が、こういう基本契約を結んだら、後々問題が起きる。それを追求しとるわけですわ。その当時の町長は、議会が議決し、承認しとるから、何も問題がねえ、町が全責任を負うようなことをゆうとるがよ、民間が結ぶ契約書によ、議会が介入できんことは百も承知の上にそういう発言しとるがよ、こら、背任行為以外の何にもねえ。で、22年の10月4日、ん、10月何日かのこの臨時、センター利用組合の総会に、10月14日ですか、のときも、今度は内野宮町長が、あの、あとは面倒見るような発言もしとるわけですが、これも大きな背任行為っちおらあ取るっちゃがよ。そのために起きた訴訟問題っち、じゃないとですか町長。それをですね、その関係者の保身のために町民の税金を使うてよ、和解をするのなんのとんでもねえ話ですよ。そんげな和解を町民が望んでおるっち思いますか。町民はねえ、町民の所得がどんくらいあると思いますか。平均所得が。200万そこそこですよ。その人たちが爪に火を灯しながら払うてきた税金をよ、あんたたちの保身のために使うわけにはいかんとですよ。

○副町長(山村 晴雄君) 児玉議員のご質問にお答えをいたします。私はその、特別委員会が何もしていないということを言ったと言いましたけども、私はそういうことを言ったつもりはありません。それは現に特別委員会でも参考人の招致はしてですね、やっておられますが、そういう事実も知っておりますし、そういう発言したことはありません。ただ、もう少し自主的にやって欲しいと、まあその1つが、執行部が裁判の中で和解、私は途中からですけど、和解を始めまして、裁判所に弁護士と共にいった分あたりを見ますとですね、特別委員会でも弁護士あたりを招致して、直に私たちを通じてじゃなくて、直に弁護士あたりから証人として招致してもらって聞いて欲しいと、まあ、そういう意味合いもありまして、そういうふうに申し上げたつもりであります。何もしないということは言うておりません。事実は何もしてないわけでない、さっきから言いますように、証人(参考人の錯誤)招致は知っておりますし、そういう発言した、もしそういうふうに取りれたということであれば、これは謝りたいと思います。以上です。

○町長(日高 昭彦君) ただ今、児玉議員からご指摘がありました税金についての考え、どういう考えをしているのかとか、まあ、あの、すいません、ちょっと質問の内容をちょっと取り違えがあったかも知れませんが、基本的に税金である以上、川南町のために使うというのは大前提であります。ただし、その使い方においては、すべての町民にすべて均等という大原則は当然であります。例えばこの道をつくるとか、どっかの施設をつくる。まあ、例えば港もつくる、いろんなことがありますので、最終的にはその税金の恩恵をいただける人と、そうでない、その差があるのは事実であります。今回におきまして、なぜ1億円も使うのか、それは確かにご指摘のとおり、投げ出すつもりではありませんが、そのお金をもって、これからの川南の発展のために、それ以上の思いで臨むという決意であるとうございまして、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○農林水産課長(押川 義光君) 児玉議員のご質問にお答えいたします。まず、14年の繰越金のお話がございましたが、あくまでも堆肥の処理料の補助と申しますのは、要項上精算払いということにしております。そして、精算払いでもですね、農家負担の2分の1と農家は消費税相当分を払うと。で、その補助金の支出については精算払いでございまして、農家の負担を確認した上で、その2分の1を支払ったということでございまして、繰越金が出てる400数十万という話がございましたが、これにつきましては、当初の段階で加入金、会費という形で徴収していたものがございまして、それがそのまんま内部のですね、運用資金として繰り越されたものと。当初の段階では1世帯当たり、1戸当たり5万円という会費が必要でございましたので、その分が繰り越したということでございます。で、あともう一つ、税金の投入の件でございまして、想定している2、30人のようなですね、ことを想定しておりますけれども、それにつきましては、その部分で処理された部分を広くやはり堆肥の利用という観点もですね、この施設は当然有しているわけでございます。今までも山有の施設でですね、作られた堆肥を、まあ、5キロをバッグにして販売されたと、町内の小売店でですね、そういうこともございまして、やはり私たちは農業のですね、拠点としてこれを利用して行きたいというのが基本的な考え方でございまして、そういう部分で

もご理解をいただければというふうに思っております。

○議員(児玉 助壽君) 今までやってきて、もう結果が出とつとん、なんでとぼけたこと言いよつとね。この排出業者、責任、自己責任ち、こらもう決まっとるわけやがね。何で町が補助出してせにゃならんとね。それがでけんかったら畜産やめればいいちやがね。みんなしたら、そこ辺の商工会のなんやでん、食堂やなんでん、産業廃棄物の出つとこは町が処理料を補助してきたね。で、その、弁護士のなんを説明を聞けち、あの、副町長は言いよったけんどん、この弁護士はねえ、当初は894万で、勝てるよち受けとつとよ。で、この前出てきたマル秘文書ちゅうとか、あれをなんか、全然、この喧嘩、これをなんじゃ戦えん、私の見解やち、違う答えが返ってきとつたやねえね。これで、これを受けて訴訟を戦うはずやったとん、全然違う見解を出しとつて、そういう弁護士が信頼できますか。副町長がゆうかいおらあ昨日裁判所に行ったがよ、ああ。何も仕事もしとられんかったがね。ただ、和解の話しか。で、この1億円の内容も見せてくれちゅうたらよ。今、係争中じゃかい見せられんちゅうた。どうやって調べればいいね。信頼できん弁護士、裁判所は資料提出せん中で。まあ、あきれてものも言えんわ。1億も出して町民がお前、幸せになれるわけねえじゃねえつか。この会計処理がよ、適切に行われとるようなことゆうたがよ、農林水産課長、一般常識では考えられんことしとつとですよ。4年間1回も総会を開いとらんとですよ。どんげな金が動いても分かるわけねえじゃねえつか。一般常識から考えてんよ、あの、誰もあんたが言うことは信用せんわね、こんげなこつしよったら。ただあんたが立派んしとつちゅう一方的に言うだけであつてよ。もう100人おつて100人はもう、ちゃんと会計処理しとつち誰が思いすか。こんげなしとるか、堆肥の搬入量、処理量も分からんかい、契約不履行に陥って訴訟が起きたつてしよ。毎年総会を開いて対応策を練っていけばよ、何も問題も起きとらんはずじゃ。この一般質問についてはね、私ばっかじゃねえ、自分ばっかやねえ、林田議員も池田議員もよ、当時の議員は口が酸っぱいほど堆肥センターの運営については質問してきとるはずじゃ。それだけ質問されちゅう何にも危機感も持たんでのうのうとしてきたらよ、そら2億4千万も損害賠償請求されるわね。あんただ議会の責任があつちゅうかいよ、おお、議会も責任がある、議会は責任を持つとるか、それほじ執行部に対して一般質問でかい問題提起してきたわけじゃねえつか。私だけじゃ、なんか、ありもせん知恵出してかい、絞り出して、乱暴な対案じゃったけん、出しても来ましたよ。議会に問題があれば、100条調査及び法的措置も講じてきますわ、今度かい。この、和解案に対して。

○町長(日高 昭彦君) 児玉議員のご指摘のとおりでございます。我々としては何度も言いますが、二度とあつてはならないという強い信念を持っておりますし、議会と行政の両輪であるという以上、これから、まあ、山有とは別な、切り離しても結構ですが、これからいろんなことに関しまして、お互いでちゃんと話し合つて前に進みたいという決意をしているところでございます。以上です。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案第40号、訴訟上の和解について。ま、町の責任問題についてお伺いいたします。同僚議員も言われましたけれども、町長の答弁としてはですね、認識していますということでありましたが、認識ではなくて、町の責任があるかないか、お伺いいたします。

○町長(日高 昭彦君) 先ほども申しましたけれど、当然過去において町側の責任はあると考えております。

○議員(河野 幸夫君) 町として責任があるならですね、関係者に対して何らかの形として責任をつけて何か提示される考えはありませんか。

○町長(日高 昭彦君) ちょっと待ってください。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に続き、会議を続行します。

○町長(日高 昭彦君) 先ほどの質問にお答えします。町側に責任があるという、申し上げましたとおり、過去においても、まあ、組織はですね、いろんな形で生き物でありますので、その時々担当者、長がおるとは思いますが、過去を振り返って、今責任があるのは私でございますので、当然その責任はあると思っております。今、私に一番あることは、そういう反省を踏まえまして、今後に進むために、一番には和解案を飲むことが、今の現状としては望ましいという判断をしております。それから、その時々職員に関してであります、当然職務命令という形であって、その時々においては最大限の努力をしたと今でも思っておりますが、結果としてこういう事態になったという事実を受け止めるに当たりまして、やはり、反省点はもう少し早めに手が打てたんじゃないか、もう少し議員の皆様と相談しながらできたんじゃないかと、諸々あると思います。そういう、ま、こういう反省を踏まえまして、やっぱり二度と起こしてはいけないという強い決意をもって、これからまた職務に当たる職員と共々、問題に臨みたいと思っております。以上です。

○議員(河野 幸夫君) 私はですね、責任があるということです、町長はじめ関係者の皆さんのですね、減給とか、給料の減給、そういうことまで考えていませんか。お伺いします。

○町長(日高 昭彦君) ええ、減給ということでございますが、今、我々がですね、職員が例えば1つの会社としてみなす場合において、自らの能力を減らす例えば、減給する。当然、1つの選択肢であると思っておりますが、今私が職員に求めているものは、仕事に関しては職務命令の中で思っておりますが、それぞれの能力をもう少し発揮して欲しい、つまり、自分たちの力を、能力を、もう少し上に上げて欲しいと。だから、削る側ではなく、もう一度川南丸として向かうんだという決意を職員にはお願いしているところでございます。現在のところにおいては、減俸はまだ考えており

ません。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今議題となっています議案を慎重に審議するため、川南町有機堆肥センター調査特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、川南町有機堆肥センター調査特別委員会に付託します。

日程第 5 議案第41号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第41号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

議案第41号は、議案第40号で提案いたしました、宮崎地方裁判所からの和解勧告に基づき、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億399万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,478万6千円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から順を追ってご説明申し上げます。まず、歳入であります。繰入金、財政調整基金1億399万円を計上しました。次に、歳出についてご説明申し上げます。総務費に、弁護委託料として149万円、宮崎地方裁判所の勧告に基づき、株式会社山有が所有する工場及び事務所の購入費用として1億250万円を計上いたしました。以上、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(濱本 義則君) ええっと、あの、歳出のほうのですね、ちょっとあの、全般的なあれを持ってませんので、正確には申し上げられませんが、総務管理費という項目でなっております。ただ、今から行政の自治体の財政状況を示す中で、いろんな、ま、今度補正で出ておりました連結決算とかいろんな問題が出ておりますけども、その中において、これをその、総務管理費の中に入れておいた場合に、何かその指標で後から何か、こう、間違った指標が出てくる恐れがあるんじゃないかと私思ってますけども、その辺はいかがでしょうかね。

○総務課長(吉田 一二六君) 濱本議員のご質問にお答えしたいと思います。財務4表、財務諸表関係につきましてはですね、その分の影響はないんじゃないかなというように思っております。それから、決算に関しましてはですね、あの、分類するときですね、その項目にそれぞれそこから振り分けるというような手法になりますので、総務費になるか農林水産費になるかはですね、その時のまたあの、決算の状況を見ながらですね、判断をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議員(濱本 義則君) まあ、民間の場合ですね、まあ、この、総務費にいたしますと、ま、固定費という形になりまして、経営分析する場合に違った指標が出てくるものですから、その辺を

ちょっと危惧いたしました。それからですね、も1つ、これまあ、基金から手当てしようとなさっておりますけども、この基金を出すことによって、年度当初に組まれた事業あるいは政策等に何か影響は及ぼすというような危惧はないか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○総務課長(吉田 一二六君) 濱本議員のご質問に再度お答えしたいと思います。あの、財調の基金をですね、前年度に2億円ほど余計積み増しておりまして、現在がですね、今回の補正後も含めますとですね、残高が2億3,542万4千円というふうになります。それでですね、この分に関しまして、他の事業に影響するということは、今のところ想定はしておりません。以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(児玉 助壽君) この、41号のこの、1,399万(1億399万の錯誤)ですか。財政調整基金繰入金ち。担当課やら町長の話やら聞いとって、天かい落ててきたような銭のもの言うようなこつしよる、ゆうとるけんどんですよ、これは、こらあ、さっきも言いよった、町長は職員やら当時の歴代の町長の責任があっち言いよったがよ、その人たちの保身のために使う、こら、調整基金じゃありませんよ。来年、再来年は財政状況が厳しくなるこつは、総務課長はもうわかっとるはずじゃが。おいそれとは出されんはずじゃが。この、山有の訴状によると、基本契約書の立会人ではなく、被告組合員の立場にあったことは優に認定できるっち、その、川南町はですね。川南町が被告組合員の立場にあったことは優に認定できる、したがって、被告川南町が本件覚書第3条に基づく補償金支払い、債務負担をしていることは明らかである、とあるわけですが、これに。最初から読みましょか。

(以下訴状読み上げ)

5 被告川南町の責任

この点、被告川南町は立会人として本件基本契約に調印しているに止まり、契約文言上は、被告組合は搬入日量200トンとする義務を単独で負担しているようにも読める。

しかしながら、被告組合は、実質手的には本件工場の操業に伴う補助金を被告組合員らに分配することを目的に組織された組合であるに過ぎず、契約当時から被告組合に固有財産はほとんどなく、被告組合が補償金を払う能力も組合に参加している農家をまとめる能力もないことが明らかであったので、原告は万一の場合、被告組合からだけではなく、被告川南町からも当然に補償を受けるものと理解していた。

また、実質的にも、①そもそも被告川南町は、搬入日量200トンを確保することは、全く問題ないと約して原告を誘致し、原告も被告川南町が断言したからこそ誘致を受けることを決定したこと、②本件基本契約に関する交渉は、全て原告と被告川南町との間で行われ、被告組合は契約調印の場に参加したに過ぎないこと及び③本件工場の操業後も被告川南町に対して搬入量を報告し、その他本件工場の操業に関わるあらゆる事項について、例外なく原告と被告川南町の間で協議を行ってきたこと等被告川南町が契約の当事者として振る舞ってきた事実からすれば、被

告川南町は、本基本契約の単なる立会人ではなく、契約の当事者ないし被告組合員の保証人の立場にあったことは優に認定できる。

したがって、被告川南町が本件覚書第3条に基づく補償金支払債務を負担していることは明らかである。

6 まとめ

よって、原告は被告らに対し、本基本契約及び本件覚書に基づき、連帯として2億4,192万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から、支払い済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

(訴状読み上げ終わり)

となつとるわけですが。これを、今読み上げたとおり。これは基本契約書の債務不履行による損害賠償、すなわち、町の債務負担行為であることは明確でありますよ、それ、この、債務負担行為によるとですね、地方自治法第96条第1項第8号に当たる、この、今までの事例によりますと、所定の議決、すなわち、議会の議決を経なかった本件基本契約書の債務負担行為であり、地方自治法に抵触する不適切な公金の支出に当たらないのかを伺いたい。この、こらあ、本基本契約書がですよ、議会の議決を得とらんわけですがよ。こらあ、地方自治法第96条第1項第8号に当たる、これに抵触しないのか。

○農林水産課長(押川 義光君) 児玉議員のご質問にお答えしたいと思います。あの、基本的に児玉議員が先ほど読み上げられましたのが、山有側の主張という訴状でございますので、山有側はそういう主張をされた、ということで私たちは認識しております。ただ、これについては私たちもですね、答弁書ということでですね、反論をしております。そういうことからですね、基本的に契約当事者であれば、先ほどおっしゃいました債務負担行為という話が生じるかと考えますけれども、我々としては、もちろん基本契約の立会人という立場にあったという主張はいたしました。ただ、すべての書面を読み取った限りで最終的に裁判所が判断したのが、今回の提案であり、またその予算書になっていくということでございますので、片方の主張だけではですね、成り立たない。それが、裁判であるというふうにご理解いただければというふうに思っております。債務負担行為には当たらないという判断を私どもはしております。

○議員(児玉 助壽君) 提案理由の中でも損害賠償金ごちなつとるよ。提案理由。それからね、この、平成21年(ワ)第1418号 損害賠償等請求事件 宮崎地方裁判所民事第2部 裁判官足立正佳氏のこらあ、解釈によると、債務不履行ち、こら、「被告川南町に対しては、同契約同契約の保障条項に関する当事者として支払義務があるとして、本件基本契約の債務不履行による損害賠償を求めている事案である。」て、裁判官が認めとっじゃねえね。それをですね、うん、川南町のためにいいかいちゅうて、この和解金で清算して。その、同僚議員が責任のなんを追求したら、責任を不問に付すようなこつ、町長は答弁しよったがよ、そういうことをした場合はですね、こら、住民訴訟、監査請求等、当然こらあ、最高裁判所の判例でも出とつちやがよ、そういう事態

に陥りますよ。そして、先ほどもゆうた、その、農林水産課の職員があそこで事務局の人件費、諸経費、相当額の公費を利用しとるわけじゃがよ。その返還問題も起きてきますよ。いいですか。それもできるようなこつ言いよったけんどん、どこでんそこでん、だりでんおまや、そげ非常識なこつ答弁じゃったがよ。誰でん彼でんそんげな非常識なこつが出来たら、どこの企業でん、役場んあの、頼んで、会計処理、事務処理してもろたら、公費で賄うちもろうち、銭が要らんゆうて、ばん万々歳じゃがよ。当然この、今まで掛かった人件費、諸経費は、返還を求めていくべきじゃないですか。それに町税が、町民の税金が使われとつとですよ。これが判例になつとるがよ、これは解釈の仕方一つ一つで違うかもしれんけんどん。でん、この判例を元に裁判は、ほとんどの裁判はこの判例を元に行われて来とるのですよ。ま、お宅たちがそういう考えならそういう考えでええけんどん。おそらく、こら、住民訴訟、監査請求が起きてくる問題となりますがよ。その時どのような対応を取られていきますか。お伺いいたします。

○町長(日高 昭彦君) え、ご指摘のとおり、まあ、これからこういう問題を二度と起こさないという決意のもとで、先ほどから答弁させていただいておりますが、そういう問題が起きたときにはときにはというご質問ではございますが、今できることは、向き合って、話を聞いて、真摯に受け止めて答えるということでございます。以上です。

○議員(児玉 助壽君) このね、1億399万ですか、これはねえ、こういう、民法じゃあ有効かもしれんけんどん、地方自治法は議会の議決が優先するわけですよ。この基本契約そのものは無効になつとですよ、ちゃんと裁判で戦えば。うん、関係者の責任も不問にするようなこつ言いよったがよ。それを清算せんで次に進みよったらよ、悪しき前例となつて、また再びこういう問題は起きますよ。こらあ、住民の福祉の向上に使うお金ですよ。で、その、今の、使われてきた、流用されてきた公費、その返還やなんやも聞かんがよ。どうやって町民に返していくか、いくら金があつてん、こんげなこつしよったら、町長の政権公約ですか、これはゼロ予算と逆行しやしませんか。わけの分からん、あの、もんに、大量な税金を投入してかい、住民の福祉向上に使うべき、あの、公金をゼロ円にするのなんの、とんでもねえ話ですよ。財源を捻出するならですよ、自分たちの歳費を削って、この和解金に充てなさいよ。なんで住民が犠牲にならんなんらんとですか。過去の問題のあったとこ、ちゃんと清算せん限りはですよ。そのまま不問にしたまま、このまま転げち行ったら、悪しき前例となつて、また次も起きますわね。

○町長(日高 昭彦君) ただ今のご指摘でございますが、おっしゃるとおり、悪しき前例にならないために、これから覚悟して臨むつもりでございます。それから、住民の福祉の向上につながるかということでございますが、今回の和解金につきましても、広い意味で町民のこれからの川南町のためになると我々は信じておりますので、そう意味においては、住民の福祉の向上につながると信じております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今議題となつています議案を慎重に審議するため、川南町有機堆肥センター調査特別委員会

に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号は、川南町有機堆肥センター調査特別委員会に付託します。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。おつかれさまでした。

なお、引き続き、ただ今付託された議案について、特別委員会の審査をお願いいたします。ごくろうさんでした。

午前 11 時 21 分 休憩

平成23年第6回(7月)川南町議会臨時会会議録(最終日)

平成23年7月26日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

平成23年7月26日 午前9時00分開会

- | | |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 議案第40号 訴訟上の和解について |
| 日程第2 | 議案第41号 平成23年度川南町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第3 | 議員派遣の件について |
| 日程第4 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(13名)

1番 中 津 克 司 君	2番 河 野 幸 夫 君
3番 濱 本 義 則 君	4番 川 上 昇 君
5番 林 光 政 君	6番 川 越 忠 明 君
7番 内 藤 逸 子 君	8番 児 玉 助 壽 君
9番 米 山 知 子 君	10番 税 田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹 本 修 君
13番 山 下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日 高 昭 彦 君	副町長	山 村 晴 雄 君
教育長	佐 藤 賢 一 郎 君	会計管理者・ 会計課長	篠 原 浩 君
総務課長	吉 田 一 二 六 君	総合政策課長	諸 橋 司 君
農林水産課長	押 川 義 光 君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	新 倉 好 雄 君
農業委員会 事務局長	杉 尾 英 敏 君	教育総務課長	吉 田 喜 久 吉 君
生涯学習課長	橋 本 正 夫 君	税務課長	永 友 好 典 君
町民課長	黒 木 秀 一 君	環境対策課長	三 角 博 志 君
健康福祉課長	佐 藤 弘 君	代表監査委員	三 角 巖 君

午前9時00分再開

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

ここで、代表監査委員から発言を求められております。これを許します。

○代表監査委員(三角 巖君) おはようございます。川南町有機物堆肥化センター利用組合の会計事務及び業務内容の流れにつきまして、先日、農林水産課に聞き取り調査を実施いたしました。その結果について報告を申し上げたいと思います。まず、事務の流れでございますが、川南町の有機物堆肥センター利用組合員が株式会社山有の川南工場のセンターへ搬入しました畜糞について、月末締めで山有のほうから利用組合へ請求書が送付を毎月されます。あわせて、翌月の上旬に山有のほうから組合員のデータと堆肥化センター利用組合あて請求書、これは全利用者分が一括で、一括請求が役場の農林水産課へ持ってこられております。利用組合員は、それぞれ自宅あてに送付されました請求書に基づき、尾鈴農協組合本所、宮崎銀行川南支店、高鍋信用金庫川南支店に口座が開設してあります、川南町有機物堆肥化センター利用組合名義の口座へ入金をされます。この3金融機関の通帳を農林水産課の畜産係で管理をしているということであります。ま、それぞれの通帳に、利用組合員の入金を確認後、農協口座に集約を行う。これはあの、集約はあの、宮銀と高信のほうに行きまして、現金を下ろして、それを農協の口座に入金をする。それとあわせて、町の補助金がトシ当たり1,800円が2年間、1,500円が1年間ですか、ありましたが、町の補助金をあわせて利用組合の口座に入金する。その口座に入金して、総額を確認後に農協にあります山有の口座に一括入金をしておると。これが、通常の一連の業務であります、その間に入金の遅れている組合員もおられますので、それに対しましては督促状の発送を担当者が行っておる。これは、町の職員が行っておる。ま、1回に、1回と言いますが、1月に10件前後ぐらいあったようでございますが、やっておるということであります。それら一連の事業、あの、事務の所要時間が、まあ、正式に計ったわけではないが、多分あの、1時間ぐらい、毎月、1月が1時間ぐらいだろうということのようであります。それからあの、堆肥利用組合所有のコンテナ、これは農協から借り入れをしているようでございますが、その支払いにつきましては、1回、一括払いであの、1回払い、毎年1回で、川南町にあります有機物堆肥化センター利用組合の口座、これ、農協の口座より自動的に引き落としてありますので、これは時間は取らないということであります。ま、その他の業務といたしまして、町の担当職員が行いますのが、役員会議への案内、これはまあ、はがきで行ったり文書で行ったり電話連絡。ま、いろいろ方法はあったようであります。それから、総会資料の作成と総会案内の発送。これらがだいたい総会の資料作成とそういった関連する案内文書発送、そういったもので、だいたい1年に1回に5時間ぐらい要するだろうということのようであります。これにつきましてはあの、14年の12月から補助金、あの業務は始まっておるわけですが、それから22年度が終了いたしますまで5回ほど総会は開かれておるようです。5回の総会。それと、結成総会ですか、これ入れますと6回ほど総会は

開かれておると、これが5時間程度くらい要しておるとこのようであります。

以上が一連の事務あるいは業務の流れで、町職員が通帳は管理し、それとそれに関連しまして、時間を費やして業務を行っておったということであります。まあ、これはあの当然あの適切ではないと、町の職員が通帳を預かることそのものが適切ではないと、また、単独のところはやっぱそのままやるのも適切ではないんじゃないかと。この件につきましてはあの、監査委員としてですね、気が付かなかったということもこれもいかなかったというふうに考えております。それからあの、監査委員としていつも心配しておりますのは、あの、持込料、これにつきましては非常に心配をいたしておりまして、これはあの、それと町の補助金がですね、かなり高額になってまいりますので、平成16年の1月と平成18年の1月に、2回ほど財政的援助を与えている団体ということで、まあ補助金団体ですが、それに対する監査を実施いたしております。まあ、その監査はあの、補助金が適正に使われておるかといって、目的に沿って使われておるかといったようなことに対して監査を実施するわけではありますが、これについてはもう報告を申し上げているとおり、適正であったわけです。ただ、それと、毎月行っております例月出納検査、例月現金出納検査ですが、これにおきましても、やっぱ持込料がですね、年々減少もいたしておりましたので、やっぱりそれへの解消をですね、ひとつこれはもうずっと組合員、利用組合員を指導して持ち込まんとこら、山有のほうからそういったいろんなことが起こってくるんじゃないかと、担当職員のほうはその都度一生懸命こう、対処もしていただきましたが、なかなかあの、多くなったり少なくなったりもありました。これはやっぱり、その畜種の、こうちょっと、価格がよかったり悪かったりでもこう左右するときもありました。まあ、そういったこともありまして、そういった持込料のことでいつも私のほうとしては心配をしております、この事務の、会計がやっておったということにつきましては、こう、うかつにも気が付きませんでした。以上、ご報告を申し上げます。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時09分休憩

午後1時00分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第 1 議案第40号「訴訟上の和解について」

を議題とします。本議案は、川南町有機堆肥センター調査特別委員会に付託しておりましたので、特別委員長の報告を求めます。

○特別委員会委員長(竹本 修君) 平成23年第6回川南町議会臨時会において、川南町有機堆肥センター調査特別委員会に付託となりました議案40号について、4回の特別委員会の開催、現地調査を行い、町長、副町長及び所管職員、関係職員の出席を求め、説明を受け、質疑審査を慎重に行いました。その経過と結果について報告します。

議案第40号 訴訟上の和解について

この議案は、宮崎地方裁判所 平成21年(ワ)第1418号 損害賠償等請求事件について、次

のとおり和解したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

和解内容として主なことは、原告(山有)及び被告川南町・利用組合55名は、裁判所が提示した平成23年3月31日付け、和解勧告書の主旨に従い、原告において本和解が成立した日をもって建物目録記載の建物を被告川南町に譲渡し、被告川南町は譲り受けるものでございます。

本和解が成立した日をもって、原告と被告川南町との間の土地賃貸借契約を合意解除し、本和解勧告書の主旨にしたがい、被告川南町は、譲り受ける目録物件に対し、金1億250万円を支払うこととし、原告は目録記載の書類を平成23年11月末日までに引き渡すことにより双方に債権債務をなくす、内容であります。

損害賠償等請求事件の背景として、平成11年に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律」が平成16年11月に本格施行されることにより、一定規模以上の畜産業者は野積み、素掘りによる管理ができなくなる状況を踏まえて、町・畜産関係者は、家畜糞尿対策を講じることを迫られ、平成10年から12年に様々な施設を視察調査した結果、YM菌を用いた株式会社山有のシステムを導入し、住吉地区に、200トン規模の堆肥センターを山有が建設にするに至った。

立地協定書(平成13年3月16日)、建設に係る協定書(平成14年2月14日)、いずれも山有と町において契約を交わした。さらに利用組合と山有で基本契約書(平成14年5月31日)を締結。後に覚書(平成14年5月31日)が交わされ、その中で日量50トン未満の搬入場合に処理費用負担が求められる項目が設けられた。

これらを踏まえて、平成14年12月2日、堆肥センター操業開始となった。当初の計画では、200トンの計画であったが、双方の同意で、操業開始においては、一棟の堆肥センター100トン処理で操業開始となり、処理費用の補助金として、平成15年、16年度に補助金トン当たり1,800円、17年度は1,500円、3年間累計で1億951万5千円支出されております。

平成15年から17年度までは、日量50トンを越えていたが、18年度後半から平成22年12月操業停止するまで50トンを超える日はなかった。

この様な状況の中で、平成20年12月5日、山有代理弁護士から「基本契約」の不履行に対する請求が利用組合に送付、そののち町長から山有弁護士へ猶予依頼文書、協議依頼文書が届けられ、山有との協議がなされた。また平成21年5月7日、利用組合の役員会において、契約不履行請求状況説明及び今後の取り組みについて協議されています。

それらの協議が進展しない環境を踏まえて、平成21年12月23日に宮崎地方裁判所へ株式会社山有が、川南町他利用組合員64名に損害賠償請求2億4,192万円が提出されました。訴訟額2億4,192万円の根拠は、利用組合と山有との覚書による搬入日量50トン未満の処理費用負担の部分を求めるものです。山有からの請求が、平成17年8月1日から21年9月30日までの全日数に50トン分の処理費用を乗じたものであり、町の反論として50トンないし、25トンに満

たない分の差額処理費用と考えるべきだと、覚書の解釈であることから、25トンに満たない金額89万4千円であることを裁判では主張するものであります。

平成22年3月2日、第1回公判が宮崎地方裁判所で開始され、4回の公判を経て平成22年11月24日から和解交渉が始まり、平成23年3月31日宮崎地方裁判所からこの度の損害賠償等請求事件について和解勧告書が示されました。

平成22年2月4日、議員発議により、川南町堆肥センター調査特別委員会を設置し、これまで12回の特別委員会を開催、訴訟事件に関する事について、参考人の招致、事件の詳細について調査、幾度も聞き取りを行ってまいりました。

その様な調査をする中において、和解案に賛成する意見として、口蹄疫の発生を踏まえて、今までの堆肥センターを整理し、訴訟の長期化を避け、新たな活用方法を考えるべきではないか。また、反対意見として、訴訟額に対する町、利用組合の責任、訴訟額の根拠、裁判の継続、新たな利用計画を示すべきではないかとの意見等がありました。

さらに特別委員会として、町長に「町民に対する説明責任を十分に果たすこと」を意見として付しておきます。

川南町有機堆肥センター調査特別委員会において採決の結果、議案第40号「訴訟上の和解案」につきましては、賛成多数で可決されました。以上で報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、特別委員長の報告を終わります。これから、特別委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

議案第40号「訴訟上の和解について」討論を行います。まず、原案に反対の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第40号「訴訟上の和解について」、反対の立場から討論いたします。本議案は、本町の立地操業されている、山有による訴訟に対し、1億399万円の和解案の議会承認を求めるものです。

第1点は、どんな訴訟であったのか。町長に明らかにする必要が、町民に明らかにする必要があります。失礼しました。私は、6月議会一般質問、それと特別委員会において、山有の起こした訴訟が、何が目的でどんな内容なのか、町民に明らかにするよう求めました。平成20年12月、1億6,700万円の請求に続き、平成21年12月には、さらに1年間の損害金を加えて2億4,192万円もの損害金請求の訴訟事件となったのもです。2年半の間、山有による損害金請求という不名誉な行為を正すことができるかどうか、川南町の真価が問われ、また、町民に果たす使命があります。わずか半年間4回の公判を経て、和解協議となっており、その経過は、町民には全くわかりません。議会の質問を通じて正しても、係争中との理由でまともな答弁を避けてきました。町民不在の裁判であり、真相不明の和解調停ではないでしょうか。

第2点、裁判を通じて、町と利用組合は、山有の誤りをどう正したのかです。川南町も利用組合も、損害請求の趣旨を棄却すると答弁書で明示しています。その立場で主張し、弁護を貫徹されるなら、山有の請求原因と、その誤りは、容易に正される問題です。山有が訴訟の原因として

いる損害金とは、平成17年以降、21年9月まで日量50トンに満たない1,280日について、その未満分ではなく、50トン分を支払えということが、およそ常識でも契約書の解釈でも成り立たない暴論です。川南町は施設の実情は、基本契約書が前提にしている200トンではなく、100トン施設であり、損害金は25トン未満が相当であり、与えた損害金は、89万4,348円だと主張しています。この主張では、基本契約書の未満規定を施設の実情に仮定した弱さがあります。しかし、同時に50トン未満規定は、実際の利用数量と、50トンの差額だと主張しています。その差額の原因は、その差額の原因は、山有自身がもたらした鶏糞制限です。17年度まで年平均50トン以上だった鶏糞は、18年以降、50トン以下に激減しました。50トン規定を悪用した件でも、50トンに達しない原因が山有にあることでも、いかに反論し尽くすのか。町と、弁護側の真価が問われていると思います。

第3点、第3点は、審議を明かさず、なぜ和解案の受け入れとなるのかです。口蹄疫の発生による畜糞利用の変化や、復興に係る町政の課題、紛争の継続懸念などにより、和解の解決が望ましいとしています。口蹄疫発生は、22年4月です。損害金請求は、20年12月です、利用者を敵に回し、基本契約書の悪用によって、利用料金の不当請求をもたらしました。川南町の話し合いも拒否され、利用者は企業不信のもとで、利用の継続は考えられません。口蹄疫問題は収束と再会の過程で、畜糞の適正処理の課題がなくなるものではありません。山有の誤った損害金請求や訴訟がなければ、引き続き誘致企業として、その役割を担ったはずです。自治体が、誘致企業の横暴に対し、道理をもって対処するのは、町民に対する責務ではないでしょうか。正当な根拠と理由をもって裁判に臨むなら、決して恐れる必要はないと考えます。

第4点は、山有の敵対行為を正さず、施設買収に利点を求めてよいのかです。基本契約書の誤認、悪用による訴訟であり、損害金の請求は当たらないと答弁書でも明らかにされました。和解協議の中でも、山有側が未満額を50トンとの実績の差額6,450万円に修正しているのは、いかに自らの訴訟行為が裁判に耐えられないかを示したものです。ところが、6月23日提出資料では、裁判を続行した場合、2年を要し、3億3,000万円余、要するとしています。当初の弁護人の答弁書は、何であったのでしょうか。また、訴訟によって信頼を失った畜糞の利用停止分を損害金に加算するなど、町民への脅しとしか言えません。一方、訴訟継続では、山有による施設の永続化となり、町として独自の施設利用は許されないとしています。しかし、現在地での畜糞処理事業が適切でしょうか。平成13年、地域環境や汚泥混入堆肥の本町農業への有用性を問い、立地反対した住民の意思は今も変わりません。YM菌の特殊な性能を盾に進めてきた山有方式に換えて、どんな事業目標を示せるのでしょうか。本町の畜糞処理は発生源の生産者と、系列業者の責任を基本に、必要な補助事業を導入してきました。その数は、町単の堆肥舎補助を含め200件以上に上ります。発生源ではなく、町営または町施設利用による畜糞処理は、関係地域の同意なしには進めてはならないと思います。

以上申し述べ、本案に反対いたします。

○議長(山下 壽君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(米山 知子君) 議案第40号、訴訟上の和解について、賛成の意見を申し上げます。

平成21年12月23日に、株式会社山有は、川南町と堆肥センター利用組合に対し、2億4,192万円、損害賠償請求の訴状を宮崎地方裁判所に提出いたしました。以来、川南町も、第1回公判から答弁書や証拠書類、陳述書など、裁判所に提出し争ってきましたが、口蹄疫の発生などもあり、最終的に平成23年3月31日付け和解勧告となりました。なぜこのような結末になったのか、原因や責任を追及することは必要なことですが、今私たちが決断を求められていることは、裁判を継続し、判決を仰ぐのか、和解勧告に従うのかの二者択一だと思います。どちらが川南町にとって負担が軽くなるのか、将来の展望が開けるのか、裁判を継続した場合と和解勧告にしたがった場合を想定して考えなければならないと思います。和解案は1億250万円で、川南町が建物と一部の動産を買い取り、株式会社山有は、川南町から撤退するというもので、山有は和解勧告を受け入れる方向です。一方、裁判を継続した場合は、判決が出るまでに相当の期間が掛かるであろうと思われ、当事者負担は相応のものがあるうえ、その間にかかる人件費、裁判費用などの経費も生じます。また、裁判は損害賠償請求のみの判決ですので、紛争の抜本的解決にはならず、さらなる問題も発生し、紛争になる可能性も秘めています。そもそも、堆肥センターは、畜産農家のためだけではなく、近隣住民の願いでもあった悪臭などの家畜糞尿処理の解決のために、株式会社山有を誘致し、スタートいたしました。当初の計画通りになぜ行かなかったのか、いろんな理由があるかと思いますが、今は、この堆肥センター問題に終止符が打てる今回の和解案を受け入れ、裁判を収束させることがより良い選択になろうかと思います。今後は、今回のことを十分に検証し、基幹産業である農業の振興を図るとともに、環境に配慮した農業が構築されるよう、皆さんの意識を高め、知恵を出し合っていくことが大切なことであると思います。

以上、皆様のご賛同をいただけますようお願いして、賛成といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第40号、訴訟上の和解について、反対の立場で討論いたします。その理由について。1点目、訴因となっている基本契約書及び覚書を議会が議決承認しておらず、地方自治法第96条第1項第8号に抵触しています。2点目、政府、自治体等が債務保証することを禁止する、財政援助制限法第3条に抵触していること等、これらの法に抵触し、違法性を問われるであろう債務保証契約に基づく不正支出の伴い(発言のまま)和解について、わが川南町は地方自治法、行政法等順守すべき立場にありながら、それを破り、和解に応じるという暴挙を犯そうとしています。これらを監視する立場にある良識の府の議会の一員として、これを認めることを良しとせず、本案件に反対するものであります。なお、地方自治法、行政法、土地賃貸借契約書、及び過去の関係資料等を今一度徹底検証、精査し、従来の弁護士との契約を解除し、新たな弁護士のもとで裁判のやり直しを要望するとともに、賢明な議員各位の賛同を求めて討論を終わります。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第40号について、採決します。この採決は、起立によって行います。議案第40号に対する特別委員長の報告は、可決です。本案は、特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願いをお願いします。

起立多数であります。したがって、議案第40号「訴訟上の和解について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第41号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。本議案は、川南町有機堆肥センター調査特別委員会に付託しておりましたので、特別委員長の報告を求めます。

○特別委員会委員長(竹本 修君) 平成23年第6回川南町議会臨時会において、川南町有機堆肥センター調査特別委員会に付託となりました、議案第41号について、4回の特別委員会の開催、町長、副町長及び所管職員、関係職員の出席を求め、説明を受け、質疑審査を慎重に行いました。その経過と結果について報告いたします。

議案第41号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第2号)」、この議案は、議案第40号で提案されました宮崎地方裁判所からの和解勧告に基づき、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億399万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,478万6千円とするものです。歳入については、財政調整基金からの繰入金1億399万円、歳出では、総務費に弁護士料として149万円、同じく総務費に宮崎地方裁判所からの和解案に基づき、建物購入費として1億250万円の予算計上であります。川南町有機堆肥センター調査特別委員会において採決の結果、議案第41号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第2号)」については、賛成多数で可決されました。以上で報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、特別委員長の報告を終わります。

これから、特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第41号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第2号)」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第41号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第2号)」について、反対の立場から討論いたします。本議案は、平成21年12月、山有による訴訟行為に対し、裁判所の和解勧告に基づいて示されました。1億399万円を計上、その財源に繰入金をあて、歳入歳出予算の総額を63億7,478万6千円とするものです。議案第40号の反対討論で述べましたが、山有の訴訟行為については、真相の解明が必要であり、また、和解勧告に示されている額面の根拠も不明確であります。以上、申し述べ、議案第41号の反対討論といたします。

○議長(山下 壽君) 次に、原案に賛成者の討論を許します。ほかに討論はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第41号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第2号)」につ

いて、反対の立場で討論いたします。その理由について、建物購入費1億250万は、議案第40号の違法行為に伴う不正支出とみなされる上に、消費税250万円を除外した1億円の内訳を町が依頼した不動産鑑定士の鑑定評価書を見ると、建屋物件の合計が4,980万円となっており、評価額と購入額との間で、住民に説明不可能な不当な差額、約5,000万円が生じております。ていねいにも、不正支出の明確化を図るという愚行を行おうとしています。本案件が議会で議決され、承認を得、予算執行されれば、住民監査請求、住民訴訟の格好の材料となり、前途洋々の就任間もない新町長が被告人となり、一転、前途多難な船出、舵取りを強いられ、町政運営に影響を及ぼし、町民生活に不利益が生じることが危惧されます。それを町民が望んでいないことを踏まえ、本案件に反対するものであります。賢明な議員各位の賛同を求め、反対の討論を終わります。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第41号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する特別委員長報告は、可決です。

議案第41号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第2号)」は、特別委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

起立多数であります。したがって、議案第41号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議員派遣の件について」

を議題とします。お諮りします。「議員派遣の件について」は、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件について」は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

日程第 4 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」

を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成23年第6回川南町議会臨時会を閉会します。おつかれさまでした。

午後1時39分閉会

